

令和2年4月14日
令和3年1月7日 REV2
全日本空輸健康保険組合

新型コロナウイルス感染防止対策に伴う保険証発行の遅延について

新型コロナウイルス感染防止対策として出社人数を減らして業務を継続することから、保険証の発行ならびにお渡しに大幅に時間がかかることが予想されます。

■保険診療において保険証を受け取る前に医療機関を受診する場合の対処法

認定日以降に保険証が手元に届かない場合には、医療機関にて一度全額自己負担頂き、後日（受診から2年以内）健保に申請頂ければ自己負担分以外の医療費（健保療養費）を返金致します。（領収書、診療明細書は必ず保管しておいてください）

詳細はこちら→<http://www.ana-kenpo.jp/shikumi/kyufu/ryouyou/index.html>

また病院により全額自己負担しても、同月内に保険証を持参すれば、健保療養費分を返金対応される場合もあります。受診時に各病院へご確認ください。

ただし、当健保の資格取得前（ないし被扶養者認定日前）の受診ならびに当健保の加入条件ないし扶養認定基準を満たさない方の健保療養費については、当健保では負担できませんので、ご了承ください。

■認定日に関する条件ならびに案内

●被扶養者申請の認定日について

ケース①出生事由で扶養申請

認定基準を満たしている場合、原則出生日

ケース②結婚、退職、失業給付終了に伴う異動事由での扶養申請

- ・異動事由が生じた日より **20日以内**に届出*の場合、

結婚は当日、退職・失業給付終了はその翌日

- ・異動事由が生じた日から20日過ぎてからの届出*の場合、届出*が健保に到着した日
ただし新型コロナウイルス感染対策による出社制限等がある当面の間に異動事由が発生し、届出*が20日過ぎた場合には合理的判断で認定日を個別に遡っての対応させていただきます。

ケース③収入減により扶養申請される場合、届出*が健保に到着した日

●任意継続保険者制度の資格取得日について

退職日から **20 日以内**の届出*が必要で、認定日は退職日の翌日

ただし退職し、届出*が20日過ぎた場合には**新型コロナウイルス感染対策による出社制限等がある当面の間**、合理的判断で個別に届出を受領致します。

●特例退職者医療制度の資格取得日について

ケース①退職事由で加入

- ・退職日から **20 日以内**の届出*の場合、退職日の翌日
- ・退職日から20日過ぎてから届出*の場合、届出*が健保に到着した日

ただし退職し、届出*が20日過ぎた場合には**新型コロナウイルス感染対策による出社制限等がある当面の間**、合理的判断で個別に退職日の翌日に遡って認定致します。

ケース②特例退職者の加入条件を満たした事による加入

- ・特例退職者医療制度の加入条件を満たした日から **20 日以内**の届出*の場合
特例退職者医療制度の加入条件を満たした日
(任意継続保険満了で切替の場合、任意継続保険の資格喪失日、
年金受給開始による加入の場合、年給受給開始の誕生日)
- ・特例退職者医療制度の加入条件を満たした日から20日過ぎてからの届出*の場合、
届出*が健保に届いた日

任意継続保険満了日、年金受給開始の誕生日を迎えた場合で

届出*が20日を過ぎた場合でも、**新型コロナウイルス感染対策による出社制限等がある当面の間**、合理的判断で個別に遡っての対応させていただきます。

*届出とは、現役社員の場合、申請に必要な書類一式が健保に会社の健保窓口経由で到着していること（特例退職者ならびに任意継続被保険者の場合には、申請に必要な書類一式が健保に郵送にて到着していること）

申請される場合には必ず当健保 HP にて必要書類が揃っていることをご確認ください。